

八 高 第 2 号
平成31年4月8日

第3学年(体育)
保護者様

鳥取県立八頭高等学校長
(公印省略)

授業料等の納付について(通知)

平成31年度(2019年度)の授業料及び学校徴収金を下記のとおり引落します。毎月振替日(26日)の前日までに届出をされた預金口座へ入金していただきますようお願いいたします。

ただし、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けている方は、学校徴収金のみの納付額となります。

なお、引落しは1度だけですので、口座残額の確認をお願いいたします。

記

区分	納付期限 (振替日)	納 付 額			摘 要
		授 業 料	学校徴収金	計	
4月	4月26日	9,900 円	12,000 円	21,900 円	学校徴収 金の内訳 は裏面の とおり
5月	5月27日	9,900 円	12,000 円	21,900 円	
6月	6月26日	9,900 円	12,000 円	21,900 円	
7月	7月26日	9,900 円	9,330 円	19,230 円	
8月	8月26日	9,900 円	0 円	9,900 円	
9月	9月26日	9,900 円	0 円	9,900 円	
10月	10月28日	9,900 円	0 円	9,900 円	
11月	11月26日	9,900 円	0 円	9,900 円	
12月	12月26日	9,900 円	0 円	9,900 円	
1月	1月27日	9,900 円	0 円	29,700 円	
2月		9,900 円	0 円		
3月		9,900 円	0 円		
合 計		118,800 円	45,330 円	164,130 円	

※2、3月分につきましては1月に同時に納めていただくこととなっておりますので御注意ください。